V 市街地開発事業 urban development project

市街地開発事業は、既成市街地の機能更新及び健全な市街地形成のための総合的なまちづくり事業です。

本市では、これまで土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業及び市街地再開発事業を施行しており、一団地の住宅施設と合わせた完了地区面積は約1,078haで、市域全体の約29.9%を都市計画により整備してきました。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業です。

本市では、南吹田、江坂、佐井寺など、8地区が都市計画決定され、そのうち6地区が市施行により、1地区が独立行政法人都市再生機構の施行により、それぞれ完了しています。

平成 29 年 12 月 31 日現在

名称	施行者	面積 (約 ha)	都市計画決定(当初)	事業決定(当初)	換地処分
南吹田第1土地区画整理事業	市	126.1	昭和36年8月24日 建告示第1859号	昭和40年2月10日 府告示第 110号	昭和51年12月24日 府告示第1795号
南吹田第2土地区画整理事業	市	110.5	昭和36年8月24日 建告示第1860号	昭和39年3月30日 府告示第 219号	昭和46年10月13日 府告示第1407号
江 坂 土 地 区 画 整 理 事 業	市	15.2	昭和45年1月30日 市 告 示 第 2 号	昭和45年7月15日 市 告 示 第 31 号	昭和48年9月21日 府告示第1535年
岸辺駅前土地区画整理事業	_	12	昭和45年3月9日 府告示第244号	_	_
佐井寺東土地区画整理事業	市	47.1	昭和50年11月25日 府告示第1656号	昭和51年10月26日 市 告 示 第 68 号	昭和61年5月21日 府告示第745号
佐井寺南土地区画整理事業	市	45	昭和56年12月18日 府告示第1638号	昭和58年12月20日 市 告 示 第 99 号	平成9年11月7日 府告示第1679号
佐井寺北土地区画整理事業	市	11.8	昭和63年11月18日 市 告 示 第 177 号	平成元年3月31日 市 告 示 第 50 号	平成11年1月13日 府 告 示 第 96 号
吹田 東部 拠 点 土 地 区 画 整理 事業 (吹田操車場跡地土地区画整理事業)	UR	15.1	平成20年7月17日 市告示第275号	平成21年4月27日 国告示第488号	平成28年3月18日 府告示第456号

2. 新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、公共施設及び公益施設の整備も含めた居住環境の良好な住宅及び住宅地の大規模な供給を目的としたニュータウン建設事業です。

本市では、昭和39年(1964年)から千里ニュータウンの一部において大阪府により事業が行われました。

平成 29 年 12 月 31 日現在

名	称	位	置	面 積 (約 ha)	計画人口(人) 及び住区数	主な公共公益 施設の配置	都	市	計	画	決	定		備	考
新住	里丘陵 完市街地発事業	竹!桃	見台山台	約124.6	約25,000 2 住 区	道路、公園、緑地、 教育施設、医療施設、 購買施設、官公庁施設、 その他						示第1169号 示第1661号	(当 初) (最終変更)	昭和	45年9月4日 完了

3. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の都市機能が低下している区域において、細分化された宅地を統合し、不燃化された建築物を建築するとともに、道路、公園等の公共施設の整備を行うことにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る立体的整備事業です。

本市では、JR 吹田駅南北において、国鉄吹田駅前第一種市街地再開発事業と、JR 吹田駅 北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定され事業を行いました。

また、藤白台において、平成12年(2000年)に藤白台地区第一種市街地再開発事業を都市計画決定し、組合施行で事業が行われました。

平成 29 年 12 月 31 日現在

名称	施行者	面積 (約 ha)	都市計画決定 (当初)	事業決定 (当初)	建築工事 完了公告日
国 鉄 吹 田 駅 前 第 一 種市 街 地 再 開 発 事 業	市	3.62		昭和48年6月1日 市告示第25号	
JR 吹 田 駅 北 口 地 区 第一種市街地再開発事業	市	1.8		平成3年1月30日 市 告 示 第 11 号	
藤白台地区第一種市街地再開発事業	組合	1.1		(再開発組合設立認可 平成13年1月23日 市 告 示 第 8 号	

